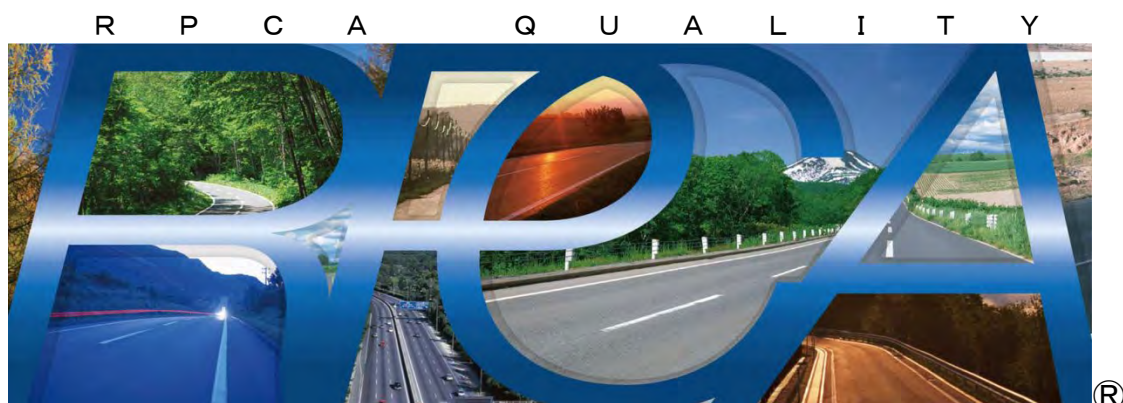




低炭素型RPCA工場認証審査

申請ガイドブック

(2025年度申請用)

一般社団法人

道路プレキャストコンクリート業協会

目 次

I. 低炭素型RPCA工場認証審査について	1
1. 低炭素型RPCA工場認証審査の審査対象、審査内容、審査における確認事項	1
2. 低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書の交付	1
3. 低炭素型RPCA製品に表示する審査基準適合標章	2
4. 低炭素型RPCA認証工場に掲示する低炭素型RPCA認証工場標章	2
5. 協会ホームページで情報公開	3
II. 2025年度 低炭素型RPCA工場認証審査の申請について	4
1. 申請受付窓口	4
2. 2025年度 申請受付期間	4
3. 審査申請までの流れ	4
4. 申請書類等の購入料	5
5. 申請者と審査申請工場	5
6. 申請者に求められる資格要件	5
7. 審査申請工場に求められる資格要件	6
8. 低炭素型RPCA工場認証審査における申請単位	6
9. 低炭素型RPCA工場認証審査における 「申請区分」と「工場で製造する低炭素型RPCA製品グループ」	6
10. 審査料	8
11. 申請・審査等の流れ（全体図）	9
12. （2025年度）低炭素型RPCA工場認証審査の審査基準及び審査方法	10
13. 一次審査で不合格になった場合の対応	10
14. 追加資料等の提出	10
III. 審査基準適合証明書の効力の継承について	11
1. 申請者の資格	11
2. 申請の条件	11
3. 提出書類	11
4. 申請の単位	11
5. 審査	11
6. 審査基準適合証明書の再交付	11
7. RPCA認証工場標章の使用承認申請	11
8. 審査申請から審査基準適合証明書の再交付までの流れ	12
9. 審査料等	12
IV. 「工場で製造する製品グループの範囲」に新たな製品グループが追加された場合の、 既交付証明書及び工場標章の再交付について	13
1. 申請者の資格	13
2. 申請の条件	13
3. 提出書類	13
4. 申請の単位	13
5. 低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書の再交付	13
6. 審査基準適合証明書の再交付	13
7. 申請からRPCA工場認証審査基準適合証明書の再交付までの流れ	14
8. 審査料等	14

【参考資料】

資料－1 審査事業運営規則	16
資料－2 低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書	25
資料－3 低炭素型RPCA製品に表示する審査基準適合標章	29
資料－4 低炭素型RPCA認証工場に掲示する認証工場標章	30
資料－5 2025年度 低炭素型RPCA工場認証審査基準	32

I. 低炭素型RPCA工場認証審査について

低炭素型RPCA工場認証審査は、製品の製造に伴うCO₂の排出量を低減させた道路PCA製品のニーズの高まりに対応するため、従来実施しているRPCA製品審査、RPCA工場認証審査に加え、2025年度新たに開始した審査です。

1. 低炭素型RPCA工場認証審査の審査対象、審査内容、審査における確認事項

低炭素型RPCA工場認証審査は、RPCA認証工場が、RPCA製品審査基準適合証明書の証明内容を変えないことを基本として製品に使用する資材あるいはコンクリートの配合設計を変更することにより当該RPCA審査適合製品の低炭素化を図った製品（以下「低炭素型RPCA製品」という。）を製造する場合に、当該RPCA認証工場が、低炭素化を図るために追加的に必要となる製造能力を有しているか否かを審査するものです。

ただし、今年度（2025年度）の低炭素型RPCA工場認証審査においては、表－1に示すように、製造技術及び資材供給の状況を勘案し、製品に使用するセメント（ポルトランドセメント）を高炉スラグ等の製造時のCO₂の排出量が少ない材料に一定量置換することによって低炭素化を図った低炭素型RPCA製品を製造するRPCA認証工場を対象として審査します。

また、製造する低炭素型RPCA製品が、製品に求められる品質及び性能を有することを確認の上、上記の置換後のセメント及び置換材の製造時のCO₂の排出量の合計が、セメント100%の場合のセメント製造時のCO₂の排出量の50%以下であることを確認します。

表－1 （2025年度）低炭素型RPCA工場認証審査の審査対象・審査内容・確認事項

審査対象	審査内容	審査における確認事項
RPCA 認証工場	RPCA審査適合製品を、製品に使用するセメント（ポルトランドセメント）を高炉スラグ等の製造時のCO ₂ の排出量が少ない材料に一定量置換することによって低炭素化を図った製品として製造する場合に、追加的に必要となる製造能力を、審査対象工場が有しているか否かを審査する。	①セメントの一定量置換後のRPCA審査適合製品が、所要の品質及び性能を有すること。 ②セメントの一定量置換後の製品のセメント及び置換材の製造時のCO ₂ 排出量の合計が、セメント100%の場合のセメント製造時のCO ₂ 排出量の50%以下であること。 ③審査対象のRPCA認証工場が、上記の低炭素型RPCA製品を製造するために追加的に必要となる製造能力を有していること。

（注1）RPCA工場認証審査に合格している工場でなければ受審できません。

（注2）RPCA製品審査に合格している製品を低炭素化する場合でなければ受審できません。

2. 低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書の交付

低炭素型RPCA工場認証審査に合格すると、申請者（審査申請企業）に対して、協会から、審査に合格したRPCA認証工場（以下「低炭素型RPCA認証工場」という。）について、証明する工場名、製造能力の技術的内容、並びに証明書有効期間等、協会が証明する事項及び内容を記した「低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書」を交付します。

（1）低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書の取消し

以下の各号に該当する事案が発生した場合は、交付した審査基準適合証明書を取り消しますの
で、ご注意ください。

- 一 申請者による虚偽申請、審査基準適合証明書等の不正使用等の不正な行為が明らかになった場合
- 二 審査基準適合証明書の有効期間内において、低炭素型RPCA認証工場に係る申請書類（追加資料等を含む。）の内容を変更した場合
- 三 低炭素型RPCA認証工場が、その製造能力の瑕疵による事故等を発生させた場合
- 四 審査基準適合証明書の使用等において法令違反あるいは処罰等を受けた場合
- 五 申請者から協会に対し審査基準適合証明書の取消の申し出があった場合

(2) 低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書（見本）

[illegible][illegible]

3. 低炭素型RPCA製品に表示する審査基準適合標章

低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書の交付を受けた法人は、協会の承認を得て、証明書対象の低炭素型R P C A認証工場で製造した低炭素型R P C A製品に、低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書に係る審査基準適合標章（以下「低炭素型R P C A工場認証審査基準適合標章」という。）を表示しなければなりません。

低炭素型RPCA製品は、RPCA認証工場が、RPCA審査適合製品を、当該製品のRPCA製品審査基準適合証明書の証明内容を変えないことを基本として製品に使用する資材あるいはコンクリートの配合設計を変更することにより当該RPCA審査適合製品の低炭素化を図った製品として製造したものです。

そのため、この製品には、基となるRPCA製品審査基準適合証明書に係る「RPCA製品審査基準適合標章」と、製造する工場のRPCA工場認証審査基準適合証明書に係る「RPCA工場認証審査基準適合標章」を表示することが、既に義務づけられています。

従って、低炭素型RPCA製品には、基となる製品の「RPCA製品審査基準適合標章」、製造した工場の「RPCA工場認証審査基準適合標章」及び「低炭素型RPCA工場認証審査基準適合標章」の3つの審査基準適合標章を並べて表示しなければなりません。

以下に、低炭素型R P C A製品に表示する審査基準適合標章の見本を掲載します。

低炭素型カルバート適合標章 見本

P_{c.n}^{II 23}_{CROO} **P**_{c.n}^{IF I-II 24}_{FOO} **P**_{c.n}^{IF LC50C}_{25-FOO}

4. 低炭素型RPCA認証工場に掲示する低炭素型RPCA認証工場標章

低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書の交付を受けた法人は、協会の承認を得て、当該低炭素型RPCA認証工場に、「低炭素型RPCA認証工場標章」を掲示しなければなりません。

以下に、工場に掲示する「低炭素型R P C A認証工場標章」の見本を掲載します。

なお、低炭素型RPCA認証工場は、元々、RPCA認証工場であるので、当該工場には、「RPCA認証工場標章」と「低炭素型RPCA認証工場標章」の2つの工場標章が掲示されることになります。

RPCA認証工場標章 見本



低炭素型RPCA認証工場標章 見本



5. 協会ホームページで情報公開

低炭素型RPCA工場認証審査に合格した工場については、他のRPCA審査に合格した製品や工場と同様に、協会のホームページで、「RPCA審査適合製品」、「RPCA認証工場」、「低炭素型RPCA認証工場」として、審査基準とともに、証明内容も含め関係情報を公開します。

併せて、RPCA審査に合格した製品と工場の一覧リストを冊子にして、道路PCA製品の使用者サイド（発注者、建設業者、コンサルタント等）に公開配布します。



Ⅱ. 2025年度 低炭素型RPCA工場認証審査の申請について

1. 申請受付窓口

一般社団法人 道路プレキャストコンクリート業協会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台三丁目5番地1 三五ビル3階
電話：03-3527-1760 FAX：03-3527-1780
E-mail：shinsa@roadprecast.or.jp
審査委員会事務局：小高、流（ながれ）、平田

2. 2025年度 申請受付期間

申請のご相談・受付は、随時行っています。審査委員会事務局に、遠慮なくご相談ください。
ただし、審査にはある程度の時間を要します。申請時期が年度末に近くなると、年度内に審査を終了することができず、審査が次年度に繰り越される場合もありますので、ご承知おきください。

3. 審査申請までの流れ

低炭素型RPCA工場認証審査の受審を希望する法人は、以下の手順で、協会（審査委員会事務局）に審査の申請をしてください。

- 1) まず、審査委員会事務局へ、電話あるいはメールでご相談下さい。その際、貴法人の概要、協会の会員あるいは非会員の別、申請内容等、申請に必要な事項についてお聞きしますので、事前にご準備をお願いします。お聞きした内容に基づいて、事務局が該当する申請区分等をお伝えするとともに、申請の流れ等について説明します。
- 2) 審査委員会事務局が指定する申請関係書類等を、次に記載する①、②いずれかの方法でご購入ください。ただし、①の方法による場合は、事前に事務局までお申し出ください。

① 協会事務所の申請窓口で、直接、現金支払いにより購入する方法



最寄り駅からの所要時間

千代田線「新御茶ノ水駅」徒歩4分、丸ノ内線「淡路町駅」徒歩5分
都営新宿線「小川町駅」徒歩5分、JR中央線「御茶ノ水駅」徒歩6分

② 代金を下記の銀行口座に振り込み、審査委員会事務局からの郵送等で受け取る方法（振込口座）

三菱UFJ銀行
神田駅前支店（店番：010）
名前（漢字）：一般社団法人道路プレキャストコンクリート業協会
名前（ATM入力用：カタカナ）：

シヤ) ドウロプレキヤストコンクリートギョウキョウカイ
口座番号：(普通) 1 1 4 6 3 7 0

- 3) ご購入いただいた申請関係書類等をご覧いただき、申請書類（申請書及び審査に必要な資料等）を作成してください。なお、提出された申請書類に不備や誤記入等がある場合は、修正等をお願いすることになりますので、作成に当たってご不明な点等がありましたら、直接あるいは電話やメールで、審査委員会事務局にお問い合わせください。
- 4) 作成した申請書類を、次の①、②いずれかの方法で、審査委員会事務局に提出してください。申請書類が審査委員会事務局に届き次第、「仮申請受付票」を交付します。
 - ① 協会事務所の申請窓口へ、直接提出する方法
 - ② 審査委員会事務局宛へ、郵送等により提出する方法
- 5) 提出された申請書類に不備や誤記入等がないか、審査委員会事務局で確認作業を行います。不備や誤記入等がある場合は、修正等を行っていただき、申請書類を再提出していただくことになりますので、ご協力よろしくお願いします。
なお、申請者が協会に提出した申請書類は、理由の如何に拘わらず返却しませんので、ご承知おきください。
- 6) 申請書類が完備したと判断されれば、直ちに、審査委員会事務局より振込額（審査料の合計金額）と振込口座を申請担当者様宛に通知します。通知が届いてから2週間以内に、2)に記載する振込口座に、通知の金額をお振り込みください。なお、振込手数料は申請者様のご負担ください。
- 7) 通知の金額が振り込まれたことを確認後、直ちに、審査委員会事務局より、正式に申請を受理したことを証する「申請受付票」を交付します。
- 8) なお、低炭素型RPCA工場認証審査においては、一次審査（現地工場検査）の開始までに、工場検査実施計画書の作成が必要になるため、「申請受付票」交付後に、審査委員会事務局が指定する現地工場検査員が工場の担当者と打合せを開始し、工場検査実施計画書の作成等、一次審査を開始するための準備に入りますので、ご協力よろしくお願いします。

以上で、審査申請手続は完了です。手続き完了後は、速やかに審査を開始します。

4. 申請書類等の購入料

低炭素型RPCA工場認証審査申請書類等： 33,000円（税込）／1申請

（注）工場認証審査の申請は、1つの工場ごとに1申請となります。

申請単位の詳細については、本冊子6～8ページ「9. 低炭素型RPCA工場認証審査における「申請区分」と「工場で製造する低炭素型RPCA製品グループ」をご参照ください。

なお、33,000円（税込）の中には、申請書類等の購入料の他に、申請受付後に協会が作成する工場検査実施計画書作成費用を含みます。

5. 申請者と審査申請工場

申請者：審査申請工場を保有する法人

審査申請工場：RPCA工場認証審査に合格している道路PCA製品製造工場

6. 申請者に求められる資格要件

低炭素型RPCA工場認証審査を申請する法人は、以下の資格要件を満足しなければなりません。

- 一 道路P C a 製品を販売することを業とする法人であること。
- 二 協会が発行する『道路P C a 工指針』に準拠して道路P C a 製品を開発あるいは製造する法人であること。
- 三 審査の対象となる道路P C a 製品製造工場を所有する法人であること。
- 四 反社会的勢力でない、あるいは反社会的勢力と関係がないこと。
- 五 反社会的行為を行わないこと。

(注1) 審査は、協会の会員のみならず、非会員でも受けることができます。

(注2) 申請者には、受審申請の提出書類・内容・検査資料等に違法性、虚偽、産業財産権等に係る権利侵害等があった場合は、審査事業運営規則に基づく処罰の対象となるなど、協会の審査を受審する場合の義務等が発生します。

7. 審査申請工場に求められる資格要件

低炭素型R P C A工場認証審査を申請する道路P C a 製品製造工場は、以下の資格要件を満足しなければなりません。

- 一 協会が発行する『道路P C a 工指針』に準拠して道路P C a 製品を製造する工場であること。
- 二 R P C A工場認証審査に合格したR P C A認証工場であること。
- 三 交付を受けているR P C A工場認証審査基準適合証明書の有効期間が1年以上残っていること。
但し、R P C A工場認証審査と同時に受審する場合を除く。
- 四 当該申請工場において実際に製造した実績のある低炭素型R P C A製品を対象としていること。

(注1) 低炭素型R P C A工場認証審査の一次審査は、現地の工場で行われ、審査項目の中に、製品実地検査が含まれます。

低炭素型R P C A工場認証審査は、R P C A審査適合製品を、当該製品のR P C A製品審査基準適合証明書の証明内容を変えないことを基本として製品に使用する資材あるいはコンクリートの配合設計を変更することにより当該R P C A審査適合製品の低炭素化を図った製品（以下、低炭素化の方法を「低炭素化方法」といい、低炭素化を図った製品を「低炭素型R P C A製品」という。）として製造する場合に、当該R P C A認証工場が、追加的に必要となる製造能力を有しているか否かを審査するものであることから、実地検査を行う道路P C a 製品は、「R P C A審査適合製品」（見込みを含む。）を前述の低炭素化方法で製造する低炭素型R P C A製品でなければなりません。

製品の実地検査は、低炭素型R P C A工場認証審査申請書に記載される申請区分ごとに、各申請区分に記載されている製品グループの中から、製造実績のあるR P C A審査適合製品を基とする低炭素型R P C A製品を選んで行うことになります。

(注2) 低炭素型R P C A工場認証審査を受審申請する道路P C a 製品製造工場が、当該工場の保有社でない他社が技術的権利を有する低炭素型R P C A製品を製造する場合があります。

その場合は、低炭素型R P C A工場認証審査の受審申請の際に、審査対象の低炭素型R P C A製品について、技術的権利を有する法人が要求する品質の製品と同じ品質の製品を申請者が製造することを、技術的権利を有する法人と申請者が書面にて申し合わせていることの証明が必要になります。低炭素型R P C A工場認証審査の受審申請に際しては、申請者から、この申し合わせを証明出来る資料を提出していただきます。

8. 低炭素型R P C A工場認証審査における申請単位

低炭素型R P C A工場認証審査は、R P C A工場認証審査の一種なので、通常のR P C A工場認証審査と同様に、受審申請の単位は、1工場1申請です。

9. 低炭素型R P C A工場認証審査における「申請区分」と「工場で製造する低炭素型R P C A製品グループ」

今年度（2025年度）審査は、以下の枠内に再掲している2025年度低炭素型R P C A工場

認証審査の内容に従って申請を受け付けるので、審査申請工場で製造する製品グループに適用するコンクリートの配合設計に着目し、1 配合設計 1 申請区分として受け付けます。1 工場で複数の配合設計のコンクリートを使用する場合は、申請する申請区分も複数になりますので、洩れなくすべての申請区分について申請してください。たとえば、審査対象工場が 2 種類の配合設計のコンクリートを使用して低炭素型RPCA製品を製造する場合は、1 工場 1 申請 2 申請区分になります。

低炭素型RPCA工場認証審査は、RPCA認証工場が、RPCA製品審査基準適合証明書の証明内容を変えないことを基本として製品に使用する資材あるいはコンクリートの配合設計を変更することにより当該RPCA審査適合製品の低炭素化を図った低炭素型RPCA製品を製造する場合に、当該RPCA認証工場が、低炭素化を図るために追加的に必要となる製造能力を有しているか否かを審査するものです。

ただし、今年度（2025年度）の低炭素型RPCA工場認証審査においては、製造技術及び資材供給の状況を勘案し、製品に使用するセメント（ポルトランドセメント）を高炉スラグ等の製造時のCO₂の排出量が少ない材料に一定量置換することによって低炭素化を図った低炭素型RPCA製品を製造するRPCA認証工場を対象として審査します。

また、低炭素型RPCA工場認証審査は、審査対象工場のRPCA工場認証審査基準適合証明書の証明内容を基に審査することになるので、当該工場で製造する低炭素型RPCA製品グループは、当該工場のRPCA工場認証審査基準適合証明書に記載された製品グループになります。以下に、その例を示します。

審査対象RPCA認証工場のRPCA工場認証審査基準適合証明書（例）

記	
1. 基本事項	
工場区分：I 群・II 群	
工場で製造する製品グループの範囲：	
I 群製品（擁壁）L 型擁壁	
II 群製品（カルバート）RC ボックスカルバート・PC ボックスカルバート・アーチカルバート	
証明書有効期間：2024 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日	

（注）証明書有効期間が 1 年以上残っている工場でなければ申請できません。
但し、RPCA工場認証審査と同時に受審する場合を除きます。

上記RPCA認証工場における低炭素型RPCA工場認証審査の申請区分等

申請区分	工場で製造する低炭素型RPCA製品グループ
LC50C (配合強度 40)	I 群（擁壁） L 型擁壁
LC50C (配合強度 45)	II 群（カルバート） RC ボックスカルバート PC ボックスカルバート アーチカルバート

（注 1）申請区分「LC50C」は、「Low Carbon 50 Cement」の略で、右欄に記載の低炭素型RPCA製品グループに使用されるコンクリートのCO₂排出量が、セメント 100%の場合のセメント製造時のCO₂排出量の 50%以下のセメント置換型低炭素コンクリートであることを示しています。

（注 2）審査申請工場が、2 種類の配合設計（コンクリート配合強度 40 N/mm²、45 N/mm²）のコンクリートを使用して低炭素型RPCA製品を製造する工場である場合、申請区分LC50Cに加え（配合強度 40 or 配合強度 45）で申請します。

申請の際は、工場で製品を製造している実際のコンクリートの配合強度で申請してください。

表－２ ２０２５年度工場で製造する製品グループ

工場 区分	工場で製造する製品グループの範囲	製品 グループ名
Ⅰ群	(Ⅰ群製品(擁壁)) L型擁壁	工Ⅰ-擁-1
	(Ⅰ群製品(擁壁、防護柵)) ブロック積擁壁・もたれ式ブロック積擁壁・防護柵	工Ⅰ-擁-2
	(Ⅰ群製品(水路)) U形側溝・矩形側溝・門形側溝・排水ます	工Ⅰ-水-1
Ⅱ群	(Ⅱ群製品(擁壁)) L型擁壁・逆T型擁壁・U型擁壁	工Ⅱ-擁-1
	(Ⅱ群製品(擁壁、防護柵)) もたれ式ブロック積擁壁・防護柵	工Ⅱ-擁-2
	(Ⅱ群製品(カルバート)) RCボックスカルバート(従来型(一体型・2分割)) PCボックスカルバート(従来型(一体型・2分割)) アーチカルバート(従来型(一体型・2分割))	工Ⅱ-カ-1
	(Ⅱ群製品(カルバート)) RCボックスカルバート(従来型(一体型・2分割)) アーチカルバート(従来型(一体型・2分割))	工Ⅱ-カ-2
	(Ⅱ群製品(水路)) 調整池(RCボックスカルバート型)(従来型(一体型・2分割)) 調整池(PCボックスカルバート型)(従来型(一体型・2分割))	工Ⅱ-水-1
	(Ⅱ群製品(水路)) 調整池(RCボックスカルバート型)(従来型(一体型・2分割))	工Ⅱ-水-2
	(Ⅲ群製品(擁壁)) L型擁壁・逆T型擁壁	工Ⅲ-擁-1
Ⅲ群	(Ⅲ群製品(擁壁)) もたれ式ブロック積擁壁	工Ⅲ-擁-2
	(Ⅲ群製品(カルバート)) RCボックスカルバート PCボックスカルバート アーチカルバート	工Ⅲ-カ-1
	(Ⅲ群製品(カルバート)) RCボックスカルバート アーチカルバート	工Ⅲ-カ-2

(注1) 製品グループは、RPCA工場認証審査における工場で製造する製品グループと同じです。

申請は、製品グループに使用している申請区分(配合強度〇〇)との組合せで行ってください。(例：LC50C(配合強度40)－Ⅰ群擁壁)

(注2) Ⅲ群については、申請時に審査可能な申請か否かを判断させていただき、審査可能と判断される申請のみを受け付けます。

10. 審査料

低炭素型RPCA工場認証審査の審査料は、審査申請工場が、どれだけの数の申請区分を対象として受審するかによって異なります。これは、申請区分ごとに同様の審査を行う必要があることから、対象とする申請区分数が多いほど審査作業量が多くなるからです。表－3に、低炭素型RPCA工場認証審査のみを受審する場合の、1工場(1申請)当たりの審査料を示します。

表－３ 低炭素型RPCA工場認証審査のみを受審する場合の審査料

申請区分数	審査料(申請者が協会会員)	審査料(申請者が協会の非会員)
1～3	385,000円(税込)／1工場	1,375,000円(税込)／1工場

(注1) 協会に支払った審査料は、いかなる理由があろうとも返還はできませんので、ご承知おください。なお、審査申請工場側の事情で、現地工場検査が複数回に及ぶ場合は、検査員の2回目以降の出張旅費他追加で発生する費用を別にお支払いいただくことになります。

(注2) 4申請以上は審査料が異なります。ご相談ください。

なお、新規にRPCA工場認証審査を受審する場合あるいはRPCA認証工場が更新のための審査を受審する場合に、RPCA工場認証審査と低炭素型RPCA工場認証審査を同時に受審する場

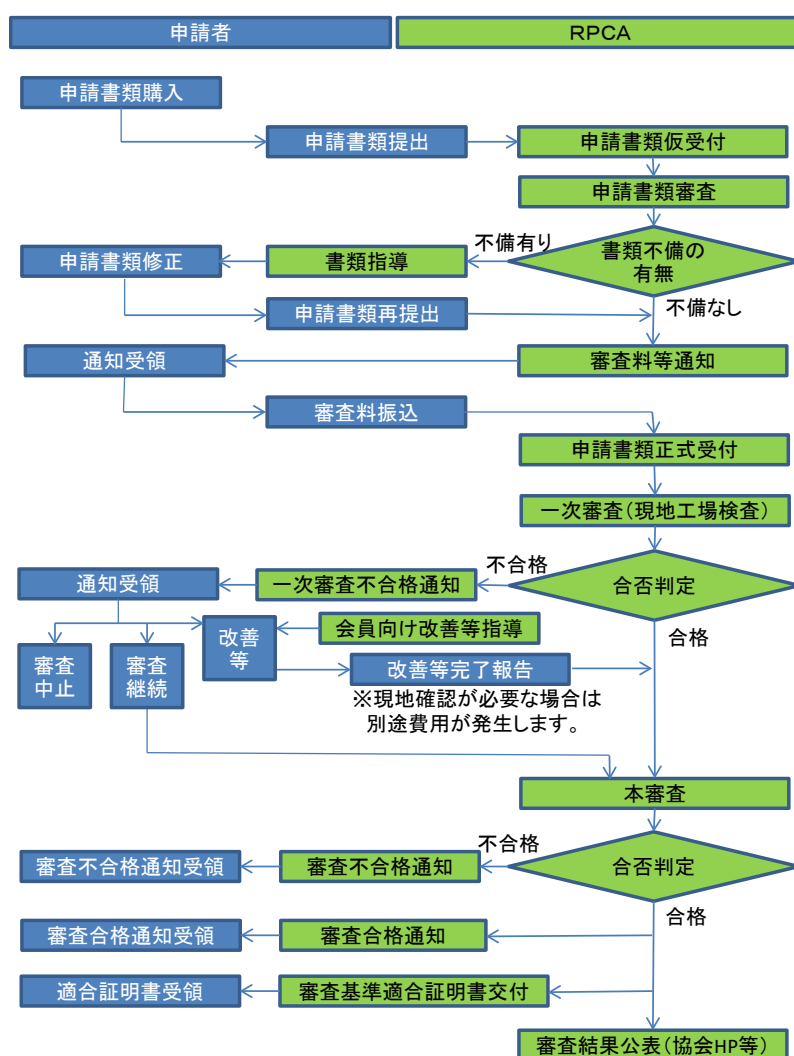
合が想定されます。その場合の1工場（1申請）当たりの審査料を、表－4に示します。

表－4 RPCA工場認証審査と低炭素型RPCA工場認証審査を同時に受審する場合の審査料

RPCA工場 認証審査の申 請区分数	低炭素型RPC A工場認証審査 の申請区分数	審査料（(税込)／1工場） ※申請者が協会会員	審査料（(税込)／1工場） ※申請者が協会の非会員
1～2	1～3	550,000円	1,650,000円
3～4		605,000円	1,815,000円
5～6		660,000円	1,980,000円

(注) 協会に支払った審査料は、いかなる理由があろうとも返還はできませんので、ご承知おきください。なお、審査申請工場側の事情で、現地工場検査が複数回に及ぶ場合は、検査官の2回目以降の出張旅費他追加で発生する費用を別にお支払いいただくことになります。

1.1. 申請・審査等の流れ（全体図）



図－1 低炭素型RPCA工場認証審査のフロー図

12.（2025年度）低炭素型RPCA工場認証審査の審査基準及び審査方法

審査に用いる「RPCA審査基準」は、『道路PCA工指針』（（一社）道路プレキャストコンクリート製品技術協会）に準拠し、発注者（国等）の考え方や技術基準に準拠して、審査に合格した工場に対して発行される「RPCA審査基準適合証明書」が、発注者（国等）が行う技術審査の代替機能を有するように、協会において定めたものです。

今年度（2025年度）の低炭素型RPCA工場認証審査においては、以下の3点について確認するための審査を行うことから、この観点から審査基準を定めます。

- ①セメントの一定量置換後のRPCA審査適合製品が、所要の品質及び性能を有すること。
- ②セメントの一定量置換後の製品のセメント及び置換材の製造時のCO₂排出量の合計が、セメント100%の場合のセメント製造時のCO₂排出量の50%以下であること。
- ③審査対象のRPCA認証工場が、上記の低炭素型RPCA製品を製造するために追加的に必要となる製造能力を有していること。

審査は、受審申請のRPCA認証工場の審査項目ごとの申請データ等が、協会が定めたRPCA審査基準以上であることを確認することにより行うことを基本とします。

また、審査は、工場の現地において一次審査を行った後、専門家で構成される審査委員会による「本審査」において最終的な合否判定を行う、二段階審査方式としています。

13. 一次審査で不合格になった場合の対応

一次審査で不合格になった場合、以下の3つの対応ができます。

1) 審査の中止

申請者は、協会に対し審査の中止を求めることができます。ただし、協会に支払った審査料は返還できませんので、ご承知おきください。

2) 審査の継続

審査は、一次審査の後、審査委員会における最終審査により最終的な合否を判定する、二段階審査方式を採用しています。したがって、一次審査で不合格になった場合でも、申請内容に何らの変更も加えずに、審査委員会における最終審査を受けることができます。ただし、最終審査は、一次審査結果に基づいて行うことを基本としていますので、一次審査結果に対する反論資料等の提出が求められます。

3) 改善等の実施

申請者は、協会が定める猶予期間内に、一次審査において不合格の原因となった事項について、審査基準を満足する状態にするための改善等を実施することにより、改善等が完了した状態を一次審査結果として、審査委員会における最終審査を受けることができます。

なお、申請者が協会の会員の場合は、協会の会員サービスの一環として、審査に合格するための改善等の指導を受けることができますので、改善等の指導を希望する場合は、協会までお申し出ください。

また、改善等の結果を確認するための現地検査が必要になる場合は、現地検査のための費用を別途お支払いいただくことになりますので、ご承知おきください。

14. 追加資料等の提出

審査委員会が、申請時に提出済みの申請書類の他に、審査に必要な追加資料等の提出を求める場合があります。申請者は、審査委員会から追加資料等の提出を求められた場合は、申請者の責任と負担により、審査委員会が提出を求める追加資料等を整え、審査委員会が定める期日までに提出して下さい。

なお、追加資料等の提出に当たり、試験、解析等が必要になる場合は、その実施方法等について、審査委員会の指示に従ってください。また、申請者が協会に提出した追加資料等は、理由の如何に拘わらず返却しませんので、ご承知おきください。

Ⅲ. 審査基準適合証明書の効力の継承について

審査基準適合証明書は、有効期間が残っていても、申請書類等（追加資料等を含む。）の内容を変更した場合は、不正使用を防ぐ観点から取り消されることが、審査事業運営規則に定められています。併せて、審査基準適合証明書及び名称（「適合製品」、「認証工場」）の使用、審査基準適合標章等の表示が禁止されることになっています。

しかし、企業合併その他の理由、あるいは企業買収あるいは工場買収により、製品の品質や工場の製造能力を変えることなく、社名や工場名のみを変更する場合があります、このような場合は、不正使用防止を想定した取消条項を適用すべきではないと考えられます。

そのため、このような場合に限る救済措置として、審査事業運営規則に「審査基準適合証明書の継承」に係る条文が規定されています。以下の１）及び２）に該当する場合は、以下に従って審査を申請すれば、旧社名や旧工場名の証明書の効力を継承することができますので、審査委員会事務局にご相談ください。

１. 申請者の資格

- ① 企業合併その他の理由により、社名を変更した法人
- ② 企業買収あるいは工場買収をした法人
- ③ 工場名を変更した法人

２. 申請の条件

- ① 効力の継承を希望する審査基準適合証明書の有効期間が６ヶ月以上残っていること。
- ② 効力の継承を希望する審査基準適合証明書に係る審査に当たって提出した申請書類等（追加資料を含む。）の内容に、社名あるいは工場名の他に変更がないこと。

３. 提出書類

- ① 審査基準適合証明書継承申請書
- ② 社名あるいは工場名変更に至った経緯書及び関連資料
- ③ 社名あるいは工場名の他に申請書類等の内容を変更しないことの確約書
- ④ 効力の継承を希望するすべての審査基準適合証明書の表紙の写し
- ⑤ 上記以外に、審査委員会が審査遂行上必要と判断して提出を要求した資料

４. 申請の単位

受審申請は、効力の継承を希望する審査基準適合証明書のすべてを一括して「１申請」として申請してください。

５. 審査

申請者からの受審申請を受け、審査委員会による本審査を開催し、継承の妥当性及び適正性について審議及び確認を行います。

６. 審査基準適合証明書の再交付

審査委員会による本審査において継承の妥当性及び適正性が確認された後、理事会の承認を得て、審査基準適合証明書の継承が決定された申請については、決定後速やかに、効力の継承を希望する審査基準適合証明書のすべてを対象として、新たな社名あるいは工場名宛てに、審査基準適合証明書を申請者に再交付します。

７. 低炭素型ＲＰＣＡ認証工場標章の使用承認申請

「審査事業運営規則 第１５条４項」で、「申請者は、ＲＰＣＡ工場認証審査基準適合証明書あるいは低炭素型ＲＰＣＡ工場認証審査基準適合証明書に記載された証明書の有効期間内は、協会の承認を得て、当該工場に、当該審査基準適合証明書に係る協会が定めるＲＰＣＡ認証工場標章を表示しなければならない。」と規定しています。このＲＰＣＡ認証工場標章には、会社名及び工場名

が記載されているため、低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書が交付されている場合は、審査基準適合証明書の継承に合わせて、再交付手続きを行ってください。

- ① 申請時期 : 審査基準適合証明書の継承の申請時に同時申請
- ② 提出書類 : 低炭素型R P C A認証工場標章 標章使用承認申請書
及びすべてのR P C A認証工場標章の写し

8. 審査申請から審査基準適合証明書の再交付までの流れ

審査基準適合証明書の再交付を希望する法人は、以下の手順で、協会（審査委員会事務局）に審査の申請等をしてください。

- ① まず、審査委員会事務局へ、電話あるいはメールでご相談ください。
- ② 審査委員会事務局が指定する申請書類等を、次のいずれかの方法でご購入ください。
 - ・協会事務所の申請窓口で、直接、現金支払いにより購入する方法
 - ・代金を銀行口座（本冊子5ページ参照）に振り込み、審査委員会事務局からの郵送等で受け取る方法
- ③ 申請書類に必要な事項を記入し、審査に必要とする資料を添えて、審査委員会事務局にご提出ください。なお、申請者が協会に提出した申請書類等は、理由の如何に拘わらず返却しませんので、ご承知おきください。
- ④ 提出された申請書類等に不備や誤記入がないか、審査委員会事務局で確認作業を行います。申請書類等が完備したと判断されれば、審査委員会事務局より連絡します。速やかに審査料を指定振込口座にお振り込みください。なお、振り込まれた審査料は、理由の如何に拘わらず返却しませんので、ご承知おきください。また、振込手数料は申請者がご負担ください。
- ⑤ 審査料が振り込まれたことを確認後、直ちに、審査委員会事務局より、正式に申請を受理したことを証する「申請受付票」を交付します。
- ⑥ 正式に申請を受理した後、直近の審査委員会において、本審査を行います。本審査において追加資料が必要と判断された場合は、審査委員会事務局よりその旨を通知しますので、申請者は速やかに追加資料を提出してください。なお、追加資料は、理由の如何に拘わらず返却しませんので、ご承知おきください。
- ⑦ 審査委員会による本審査において申請に妥当性及び適正性があると判定され、さらに理事会の承認を経て、審査基準適合証明書の継承が決定された場合は、申請者に対し、審査委員会事務局よりその旨を連絡するとともに、審査基準適合証明書あるいは工場標章の再交付に必要な費用の総額及び振込口座を通知します。速やかに通知額を指定振込口座にお振り込みください。なお、振り込まれた通知額は、理由の如何に拘わらず返却しませんので、ご承知おきください。また、振込手数料は申請者がご負担ください。
- ⑧ 通知額が振り込まれたことを確認後、速やかに、審査委員会事務局より、再交付する審査基準適合証明書あるいは工場標章を新社名あるいは新工場名宛てに発送します。なお、R P C A審査適合製品に表示する審査基準適合標章は、社名あるいは工場名が変更になっても、表示内容は変わりません。そのまま使用することができます。

9. 審査料等

審査基準適合証明書の継承に係る審査の申請書類等の購入料、審査料、審査基準適合証明書の再交付に係る費用、低炭素型R P C A認証工場標章の再交付に係る費用は、以下のとおりです。

- ① 申請書類等の購入料 : 11,000円（税込）／1申請
- ② 審査料
 - 申請者（法人）が協会の会員である場合 : 110,000円（税込）／1申請
 - 申請者（法人）が協会の会員でない場合 : 220,000円（税込）／1申請
- ③ 低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書再交付費用 : 22,000円（税込）／1証明書
- ④ 低炭素型R P C A認証工場標章再交付費用 : 22,000円（税込）／1工場

IV. 「工場で製造する製品グループの範囲」に新たな製品グループが追加された場合の、既交付証明書及び工場標章の再交付について

「R P C A製品審査」の申請区分表に新たな申請区分が追加されると、追加された申請区分に該当する製品グループが「R P C A工場認証審査」の申請区分表の「工場で製造する製品グループの範囲」に追加されます。そして、この追加は、当該R P C A認証工場の「低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書」の「工場で製造する低炭素型R P C A製品グループ」にも反映されます。その場合、既に交付されて有効である低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書及び低炭素型R P C A認証工場標章は、申請者から申請があれば、新たな製品グループを追加したものを再交付することとしています。再交付を望む場合は、審査委員会事務局までご相談ください。

1. 申請者の資格

「工場で製造する製品グループの範囲」に新たな製品グループが追加された申請区分を含む低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書の交付を受けている法人。

2. 申請の条件

- ① 保有する低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書の有効期間が3ヶ月以上残っていること。
- ② 工場認証審査申請区分表の「工場で製造する製品グループの範囲」に新たな製品グループが追加されたことに伴い、保有するR P C A工場認証審査基準適合証明書の「1. 基本事項」に記載の「工場区分・工場で製造する製品グループ」に当該製品グループを追加するための再交付を申請する際に、併せて保有する低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書の「2. 基本事項」に記載の「工場区分・工場で製造する低炭素型R P C A製品グループ」にも当該製品グループに対応する低炭素型製品グループを追加するための再交付を申請するものであること。

3. 提出書類

- ① 低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書 製品グループ追加申請書
- ② 低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書の表紙の写し

4. 申請の単位

受審申請は、製品グループの追加を希望する低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書のすべてを一括して「1申請」として申請してください。

5. 低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書の再交付

協会において、証明書への製品グループの追加の適格性が確認された後、速やかに製品グループの追加を希望する低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書のすべてを対象として、低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書を申請者に再交付します。

6. 低炭素型R P C A認証工場標章の使用承認申請

「審査事業運営規則 第15条4項」で、「申請者は、R P C A工場認証審査基準適合証明書あるいは低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書に記載された証明書の有効期間内は、協会の承認を得て、当該工場に、当該審査基準適合証明書に係る協会が定める低炭素型R P C A認証工場標章を表示しなければならない。」と規定しています。この低炭素型R P C A認証工場標章には、工場で製造する製品グループの範囲が記載されているため、低炭素型R P C A認証工場審査基準適合証明書の製品グループ追加に合わせて、再交付手続きを行ってください。

- ① 申請時期 : 低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書の製品グループ追加の申請時に同時申請
- ② 提出書類 : 低炭素型R P C A認証工場標章 標章使用承認申請書（製品グループ追加用）

7. 申請からRPCA工場認証審査基準適合証明書の再交付までの流れ

低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書の再交付を希望する法人は、以下の手順で、協会（審査委員会事務局）に申請等をしてください。

- ① まず、審査委員会事務局へ、電話あるいはメールでご相談ください。
- ② 審査委員会事務局が指定する申請書類等を、次のいずれかの方法でご購入ください。
 - ・協会事務所の申請窓口で、直接、現金支払いにより購入する方法
 - ・代金を銀行口座（本冊子5ページ参照）に振り込み、審査委員会事務局からの郵送等で受け取る方法
- ③ 申請書類に必要事項を記入し、申請に必要とする資料を添えて、審査委員会事務局にご提出ください。なお、申請者が協会に提出した申請書類等は、理由の如何に拘わらず返却しませんので、ご承知おきください。
- ④ 提出された申請書類等に不備や誤記入がないか、審査委員会事務局で確認作業を行います。申請書類等が完備したと判断されれば、審査委員会事務局より連絡します。速やかに手続き料を指定振込口座にお振り込みください。なお、振り込まれた手続き料は、理由の如何に拘わらず返却しませんので、ご承知おきください。また、振込手数料は申請者をご負担ください。
- ⑤ 提出された書類により適格性があると確認された場合は、申請者に対し、審査委員会事務局よりその旨を連絡するとともに、低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書及び低炭素型RPCA認証工場標章の再交付に必要な費用の総額及び振込口座を通知します。速やかに通知額を指定振込口座にお振り込みください。なお、振り込まれた通知額は、理由の如何に拘わらず返却しませんので、ご承知おきください。また、振込手数料は申請者をご負担ください。
- ⑥ 通知額が振り込まれたことを確認後、速やかに、審査委員会事務局より、製品グループを追加した低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書及び低炭素型RPCA認証工場標章を発送します。なお、低炭素型RPCA製品に表示する低炭素型RPCA認証工場の審査基準適合標章は、製品グループが追加になっても、表示内容は変わりません。そのまま使用することができます。

8. 審査料等

製品グループの追加を目的とした低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書及び低炭素型RPCA認証工場標章の再交付申請に係る申請書類等の購入料、手続き料、審査基準適合証明書の再交付に係る費用、認証工場標章の再交付に係る費用は、以下のとおりです。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ① 申請書類等の購入料 | : 11,000円（税込）／1申請 |
| ② 手続き料 | |
| 申請者（法人）が協会の会員である場合 | : 11,000円（税込）／1申請 |
| 申請者（法人）が協会の会員でない場合 | : 22,000円（税込）／1申請 |
| ③ 低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書再交付料 | : 22,000円（税込）／1証明書 |
| ④ 低炭素型RPCA認証工場標章再交付料 | : 22,000円（税込）／1工場 |

【参考資料】

資料－１	審査事業運営規則・・・・・・・・・・・・・・・・	１７
資料－２	低炭素型ＲＰＣＡ工場認証審査基準適合証明書・・・・・・・・	２５
資料－３	低炭素型ＲＰＣＡ製品に表示する審査基準適合標章・・・・・・・・	２９
資料－４	低炭素型ＲＰＣＡ認証工場に掲示する認証工場標章・・・・・・・・	３０
資料－５	２０２５年度 低炭素型ＲＰＣＡ工場認証審査基準・・・・・・・・	３２

【資料－１ 審査事業運営規則】

審査事業運営規則

平成３０年１１月７日	決定
令和２年１月１７日	変更
令和３年３月２４日	変更
令和３年８月４日	変更
令和７年８月５日	変更

本審査事業運営規則（以下「本規則」という。）は、一般社団法人道路プレキャストコンクリート業協会（以下「協会」という。）が製品審査事業及び工場認証事業等の審査事業（以下「審査事業」という。）を行うために必要な諸規則を定めるものである。

（審査事業の目的）

第１条 協会は、道路プレキャストコンクリート工（以下「道路ＰＣａ工」という。）を構成する要素である道路プレキャストコンクリート製品（以下「道路ＰＣａ製品」という。）、道路プレキャストコンクリート製品構造物（以下「道路ＰＣａ製品構造物」という。）、道路プレキャストコンクリート製品製造工場（以下「道路ＰＣａ製品製造工場」という。）、道路ＰＣａ製品構造物の施工方法等について、その品質及び性能等（工場にあっては製造能力）が協会の定める基準以上であるか否かを審査し証明等することにより、道路ＰＣａ工の品質の確保並びに向上を図り、もって道路ＰＣａ工の信頼性を確保することを目的として審査事業を行う。

（審査事業の種類）

第２条 協会が行う審査事業は、以下の各号に定める事業により構成される。

- 一 道路ＰＣａ製品に係る製品審査事業（以下「道路ＰＣａ製品審査事業」という。）
- 二 道路ＰＣａ製品製造工場に係る工場認証事業（以下「道路ＰＣａ工場認証事業」という。）
- 三 前一、二号に定める事業の他、審査事業の目的を達成するために必要な事業

２ 前項の審査事業は、審査、認証、審査基準適合証明、標章、情報公開、広報、その他審査事業の目的を達成するために必要な活動を含む。

（審査の種類及び対象）

第３条 協会は、審査事業において、以下の各号の審査を行う。

- 一 道路ＰＣａ製品審査事業における道路ＰＣａ製品に係る製品審査（以下「ＲＰＣＡ製品審査」という。）
- 二 道路ＰＣａ工場認証事業における道路ＰＣａ製品製造工場に係る工場認証審査（以下「ＲＰＣＡ工場認証審査」という。）
- 三 道路ＰＣａ工場認証事業における低炭素化を図った道路ＰＣａ製品を製造する工場に係る工場認証審査（以下「低炭素型ＲＰＣＡ工場認証審査」という。）
- 四 その他、審査事業の目的を達成するために必要な審査

２ ＲＰＣＡ製品審査は、協会が発行する『道路プレキャストコンクリート工指針』（以下「道路ＰＣａ工指針」という。）に準拠する道路ＰＣａ製品（道路ＰＣａ製品構造物を含む。）を対象として、設計品質及び施工品質について審査する。

３ ＲＰＣＡ工場認証審査は、ＲＰＣＡ審査適合製品（本規則第１３条）を製造する道路ＰＣａ製品製造工場を対象として、製造品質について審査する。

４ 低炭素型ＲＰＣＡ工場認証審査は、ＲＰＣＡ認証工場（本規則第１３条）を対象として、ＲＰＣＡ製品審査基準適合証明書（本規則第１３条）の証明内容を変えないことを基本として製品に使用する資材あるいはコンクリートの配合設計を変更することにより当該ＲＰＣＡ審査適合製品の低炭素化を図った製品を製造する場合に、追加的に必要となる製造能力について審査を行う。

(審査委員会の設置)

- 第4条 協会は、審査事業における審査の客観性及び公正性を確保するため、審査事業における製品審査及び工場認証審査等の審査に係る業務（以下「審査業務」という。）を行う第三者委員会である道路プレキャストコンクリート工技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- 2 協会は、審査委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 3 協会は、審査委員会の運営に係る事務を処理するため、協会本部事務局とは別に、審査委員会に事務局（以下「審査委員会事務局」という。）を設置する。
 - 4 協会は、審査委員会事務局に、事務局長及び所要の事務局員を置く。
 - 5 審査委員会を運営するための規則は、理事会の決議により別に定める。

(審査の申請資格)

- 第5条 道路PCa製品を販売することを業とする法人で、協会が発行する道路PCa工指針に準拠して道路PCa製品を開発あるいは製造する法人は、RPCA製品審査、RPCA工場認証審査、低炭素型RPCA工場認証審査等の受審を申請することができる。
- 2 前項で規定する法人は、協会の会員であるか否かを問わない。
 - 3 RPCA製品審査の受審を申請する法人（以下「申請者」という。）は、当該審査の対象となる道路PCa製品に関する技術的権利を有する法人（以下「権利社」という。）でなければならない。権利社から技術的権利を分権された法人（以下「分権社」という。）は、RPCA製品審査の受審を申請することはできない。
 - 4 RPCA製品審査の受審を申請する道路PCa製品は、実際に製造され施工された実績のある製品あるいはその蓋然性を有する製品でなければならない。
 - 5 RPCA工場認証審査あるいは低炭素型RPCA工場認証審査の受審を申請する法人（以下「申請者」という。）は、当該審査の対象となる工場を所有していなければならない。
 - 6 RPCA工場認証審査あるいは低炭素型RPCA工場認証審査は、審査の対象となる道路PCa製品製造工場において実際に製造した実績のある製品を対象として受審を申請しなければならない。
 - 7 低炭素型RPCA工場認証審査の対象となる道路PCa製品製造工場は、RPCA工場認証審査基準適合証明書（本規則第13条）の交付を受けている工場かつ当該証明書の有効期間が1年以上残された工場でなければならない。
 - 8 低炭素型RPCA工場認証審査の対象となる道路PCa製品製造工場が製造する道路PCa製品は、RPCA製品審査基準適合証明書（本規則第13条）の証明内容を変えないことを基本として製品に使用する資材あるいはコンクリートの配合設計を変更することにより当該RPCA審査適合製品の低炭素化を図った製品であって、当該RPCA製品審査基準適合証明書の有効期間が1年以上残された製品でなければならない。
 - 9 前7、8項の規定に拘わらず、低炭素型RPCA工場認証審査を、RPCA工場認証審査と同時に受審する場合、あるいはRPCA製品審査と同時に受審する場合は、有効期間に関する規定は適用外とする。
 - 10 申請者は、以下の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
 - 一 暴力団
 - 二 暴力団員
 - 三 暴力団準構成員
 - 四 暴力団関係企業
 - 五 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - 六 その他前各号に準ずる者
 - 11 申請者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行ってはならない。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて協会の信用を毀損し、または協会の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(申請者の義務)

第6条 申請者は、受審を申請するに当たっては、以下の各号をすべて満たさなければならない。

- 一 受審申請の内容等に違法性がないこと
- 二 受審申請の内容等に虚偽がないこと
- 三 受審申請の内容等に産業財産権等に係る権利侵害等がないこと
- 四 協会が受審申請の内容等に係る資料等の提出を求める場合は、申請者は要求された資料等を協会にすべて提出できること
- 五 前四号の外、審査委員会が審査遂行上必要と判断し申請者に対して行う協力依頼について、申請者は誠実に対応すること
- 六 受審申請の道路P C a 製品あるいは道路P C a 製品製造工場で製造された道路P C a 製品に係る事故等が発生した場合の責任を協会に求めないこと
- 七 審査合格後に協会から交付される審査基準適合証明書及び本規則第13条4項が規定する名称を不正に使用しないこと
- 八 申請者は審査の結果に不服を申し立てないこと
- 九 申請者は、協会が審査事業の一環として行う情報公開に同意すること
- 十 その他本規則に定めのない事項に係る問題が発生した場合の責任を協会に求めないこと
- 十一 申請者は前各号に係る問題が発生した場合は、速やかに協会に報告すること

(受審申請と審査の開始)

第7条 申請者は、協会に対し、別に定める申請書及び審査に必要な資料等（以下「申請書類」という。）を提出して申請しなければならない。申請者が協会に提出した申請書類は、理由の如何に拘わらず返却しない。

- 2 R P C A 製品審査は、製品審査申請区分表の申請区分ごとに1申請として申請しなければならない。
- 3 R P C A 工場認証審査は、受審を希望する工場認証審査申請区分表の申請区分（複数可）を明記の上、工場ごとに1申請として申請しなければならない。
- 4 低炭素型R P C A 工場認証審査は、受審を申請する道路P C a 製品製造工場が有するR P C A 工場認証審査基準適合証明書（本規則第13条）に記載された工場区分の製品に適用する低炭素化に係る仕様（複数可）を明記の上、工場ごとに1申請として申請しなければならない。
- 5 協会は、申請書類が提出された場合、本規則第5条に基づき申請の適格性を確認するとともに、申請者が本規則第6条の規定を満たすか否かを確認するものとする。
- 6 協会は、提出された申請書類の適正性について、審査委員会に確認を求めるものとする。審査委員会は、申請書類が適正と判断される申請については、その旨を協会に報告する。また、申請書類が不適正であると判断される場合は、申請者に対して是正指導等を行い、指導結果について協会に報告するものとする。
- 7 協会は、前5項の確認ができた申請について、審査委員会から前6項の報告があった場合は、速やかに申請者に対し、正式な申請受理に向けた手続を開始する旨、並びに審査料の金額及び振込先銀行口座を通知するものとする。
- 8 申請者は、前7項の通知が届いて2週間以内に、通知された金額を指定の銀行口座に振り込まなければならない。なお、振込手数料は申請者の負担とする。
- 9 協会は、前7項により通知した金額が指定した銀行口座に振り込まれたことを確認することにより申請を正式に受理するものとし、正式に受理した旨を速やかに申請者に対し通知するものとする。併せて、協会は審査委員会に審査業務を開始するよう指示し、これにより審査委員会は正式に審査業務を開始するものとする。

(審査基準)

第8条 本規則第3条が規定する審査における審査基準（以下「R P C A 審査基準」という。）は、発注者（道路管理者）が道路P C a 工の契約時に確認を必要とする技術的事項に係る考え方、方法、基準等を念頭に置き、協会技術委員会（以下「技術委員会」という。）において定め、協会理事会の

承認を得て、審査基準としての効力を発揮するものとする。

- 2 審査項目のうち審査基準を定量的に確定できない項目については、技術委員会において定めた当該項目に係る審査の基本的な考え方をもって、当該項目の審査基準とするものとする。

(審査方法)

- 第9条 R P C A製品審査における審査は、申請された道路P C a製品（道路P C a製品構造物に係る内容を含む。以下同じ。）の設計品質及び施工品質が、申請された申請区分の道路P C a製品に係るR P C A審査基準以上であることを、審査項目ごとの申請データ等（申請書類に基づくデータ等。以下同じ。）により確認することにより行うことを基本とする。
- 2 R P C A工場認証審査における審査は、申請された道路P C a製品製造工場の製造品質が、申請区分の道路P C a製品の製造に係るR P C A審査基準以上であることを、申請区分ごとに審査項目ごとの申請データ等及び現地工場検査により確認することにより行うことを基本とする。
 - 3 低炭素型R P C A工場認証審査における審査は、申請されたR P C A認証工場において、R P C A製品審査基準適合証明書（本規則第13条）の証明内容を変えないことを基本として製品に使用する資材あるいはコンクリートの配合設計を変更することにより当該R P C A審査適合製品の低炭素化を図った製品を製造する場合に、追加的に必要となる製造能力が、当該R P C A認証工場の申請区分の道路P C a製品の低炭素化に必要な製造に係るR P C A審査基準以上であることを、申請区分ごとに審査項目ごとの申請データ等及び現地工場検査により確認することにより行うことを基本とする。
 - 4 審査は、R P C A製品審査においては書類審査により一次審査を行い、R P C A工場認証審査あるいは低炭素型R P C A工場認証審査においては現地工場検査により一次審査を行った後、これらの一次審査結果等に基づいて、審査委員会において最終審査（以下「本審査」という。）を行うことにより行う。
 - 5 審査は、申請者が協会に提出した申請書類及び現地工場検査等に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて追加資料等の提出を求め内容等の確認を行うことにより行う。
 - 6 本審査においては、必要に応じて、申請者に対し、審査委員会における説明を求めることができるものとする。
 - 7 その他、審査方法に係る細則については、必要に応じて、技術委員会において定める。

(追加資料等の提出)

- 第10条 審査委員会は、申請時に提出済みの申請書類の外に、追加資料等の提出が審査遂行上必要と判断される場合は、申請者に対し、審査に必要な追加資料等の提出を求めることができる。
- 2 申請者は、審査委員会から追加資料等の提出を求められた場合は、申請者の責任と負担により審査委員会が提出を求める追加資料等を整え、審査委員会に定められた期日までに提出しなければならない。
 - 3 申請者は、追加資料等の提出に当たり試験、解析等が必要になる場合は、その実施方法等について、審査委員会の指示に従わなければならない。
 - 4 審査委員会は、前2項の追加資料等が提出されるまでの間は、当該申請に関する審査業務の中断等必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 申請者が協会に提出した追加資料等は、理由の如何に拘わらず返却しない。

(審査の中止)

- 第11条 申請者は、審査実施中において、協会に対し審査の中止を求めることができる。協会は、申請者から審査中止の申し出があった場合は、直ちに審査を中止しなければならない。この場合、申請者は、協会に支払った審査料の返還を求めることはできない。
- 2 協会は、審査の実施に当たり、申請者が本規則第5条及び本規則第6条の規定に反すると判断する場合は審査を中止することができるものとし、申請者に対してその旨を通知し、申請者に弁明の機会を与えて後、審査を中止するか否かを決するものとする。この場合、申請者が協会に支払った審査料は返還しない。

(審査結果)

- 第12条 審査委員会は、審査を終了するに当たり、申請された道路PCa製品あるいは道路PCa製品製造工場等が審査基準以上の品質及び性能等を有するか否かの合否判定（以下「審査結果」という。）を行う。
- 2 審査委員会委員長は、審査結果が確定した申請について、審査業務終了後速やかに審査結果を協会会長に報告しなければならない。
 - 3 協会会長は、審査委員会委員長から審査結果の報告があった場合は、速やかに申請者に対し審査結果を通知しなければならない。
 - 4 申請者は、不合格の通知があった場合は、協会に不合格の理由について説明を求めることができるものとし、その場合、審査委員会が申請者に対する説明を行うものとする。

(審査基準適合証明書)

- 第13条 協会は、申請者に対し、審査に合格した道路PCa製品及び道路PCa製品製造工場等について、協会が証明する製品名あるいは工場名等、製品区分あるいは工場区分、その品質及び性能等（工場にあっては製造能力）の内容、並びに証明書の有効期間等、協会が証明する事項及び内容を記した審査基準適合証明書を交付する。
- 2 前1項の審査基準適合証明書のうち、RPCA製品審査の適合証明書を「RPCA製品審査基準適合証明書」、RPCA工場認証審査の適合証明書を「RPCA工場認証審査基準適合証明書」、低炭素型RPCA工場認証審査の適合証明書を「低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書」という。
 - 3 前2項のRPCA製品審査基準適合証明書、RPCA工場認証審査基準適合証明書、低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書の有効期間は、ともに、審査委員会委員長から協会会長に審査結果が報告された年度の翌年度の4月1日から3年後の3月31日までの3年間（3年度間）とする。
 - 4 RPCA製品審査に合格した道路PCa製品を「RPCA審査適合製品」、RPCA工場認証審査に合格した道路PCa製品製造工場を「RPCA認証工場」、低炭素型RPCA工場認証審査に合格したRPCA認証工場を「低炭素型RPCA認証工場」と称し、申請者は、各の審査基準適合証明書に記載された証明書の有効期間の間に限り、当該適合製品及び認証工場に対し、この名称を使用することができる。RPCA認証工場が低炭素型RPCA認証工場となった場合は、両証明書の有効期間が重複する期間に限り、当該認証工場に対し、両方の名称を重複して使用することができるものとする。
 - 5 協会は、申請者に対し、必要に応じて、審査基準適合証明書及び名称の使用実績の提出を求めることができるものとする。

(低炭素型RPCA製品審査基準適合証明書の交付申請)

- 第14条 低炭素型RPCA認証工場において製造する、RPCA製品審査基準適合証明書の証明内容を変えないことを基本として製品に使用する資材あるいはコンクリートの配合設計を変更することにより当該RPCA審査適合製品の低炭素化を図った製品を、「低炭素型RPCA製品」という。
- 2 低炭素型RPCA認証工場において低炭素型RPCA製品を製造する場合、当該製品の基となるRPCA製品審査基準適合証明書の交付を受けている申請者は、審査委員会に対し、当該低炭素型RPCA製品に係るRPCA製品審査基準適合証明書の交付を申請することができる。
 - 3 前2項の申請は、基となるRPCA審査適合製品に係る審査基準適合証明書、当該低炭素型RPCA製品を製造するRPCA認証工場に係る審査基準適合証明書、当該工場の低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書、以上の3つの審査基準適合証明書の有効期間がいずれも1年以上残されたものでなければ行うことはできない。
 - 4 申請者が協会に対し前2項に係る申請を行う場合は、別に定める申請書及び審査に必要な資料等に、当該低炭素型RPCA製品の基となるRPCA審査適合製品に係るRPCA製品審査基準適合証明書、並びに当該低炭素型RPCA製品を製造する道路PCa製品製造工場に係るRPCA工場認証審査基準適合証明書、及び当該低炭素型RPCA製品を製造する道路PCa製品製造工場に係る低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書の写しを添え（これらの申請書等一式を以下「低炭素型申請書類」という。）、申請しなければならない。申請者が協会に提出した低炭素

型申請書類は、理由の如何に拘わらず返却しない。

- 5 協会は、低炭素型申請書類が提出された場合、本規則第5条に基づき申請の適格性を確認するとともに、申請者が本規則第6条の規定を満たすか否かを確認するものとする。
- 6 協会は、提出された低炭素型申請書類の適正性について、審査委員会に確認を求めるものとする。審査委員会は、当該申請書類が適正と判断される申請については、その旨を協会に報告する。また、当該申請書類が不適正であると判断される場合は、申請者に対して是正指導等を行い、指導結果について協会に報告するものとする。
- 7 協会は、前5項の確認ができた申請について、審査委員会から前6項の報告があった場合は、速やかに申請者に対し、正式な申請受理に向けた手続を開始する旨、並びに審査料の金額及び振込先銀行口座を通知するものとする。
- 8 申請者は、前7項の通知が届いて2週間以内に、通知された金額を指定の銀行口座に振り込まなければならない。なお、振込手数料は申請者の負担とする。
- 9 協会は、前7項により通知した金額が指定した銀行口座に振り込まれたことを確認することにより申請を正式に受理するものとし、正式に受理した旨を速やかに申請者に対し通知するものとする。併せて、協会は審査委員会に審査業務を開始するよう指示し、これにより審査委員会は正式に審査業務を開始するものとする。
- 10 審査委員会は、前9項の指示に従い、申請された低炭素型RPCA製品審査基準適合証明書の交付申請に係る審査を行い、審査業務終了後速やかに合否判定の結果（以下「審査結果」という。）を協会会長に報告しなければならない。
- 11 協会会長は、審査委員会委員長から前10項の報告があった場合は、速やかに申請者に対し審査結果を通知しなければならない。
- 12 申請者は、不合格の通知があった場合は、協会に不合格の理由について説明を求めることができるものとし、その場合、審査委員会が申請者に対する説明を行うものとする。
- 13 低炭素型RPCA製品に係るRPCA製品審査基準適合証明書を「低炭素型RPCA製品審査基準適合証明書」という。低炭素型RPCA製品審査基準適合証明書には、証明する製品名及び当該製品の製造工場名等、その品質及び性能等（工場にあっては製造能力）の内容、並びに証明書の有効期間等、協会が証明する事項及び内容を記す。
- 14 低炭素型RPCA製品審査基準適合証明書の有効期間は、審査委員会委員長から協会会長に審査結果が報告された年度の翌年度の4月1日から、申請された低炭素型RPCA製品の基となるRPCA審査適合製品に係るRPCA製品審査基準適合証明書の有効期間、当該低炭素型RPCA製品を製造する道路PCA製品製造工場のRPCA工場認証審査基準適合証明書の有効期間、当該低炭素型RPCA製品を製造する道路PCA製品製造工場の低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書の有効期間が重複する期間の最終年度の3月31日まで（年度区切り）とする。
- 15 低炭素型RPCA製品審査基準適合証明書の証明対象製品を「低炭素型RPCA審査適合製品」と称し、申請者は、証明書の有効期間の間に限り、当該製品に対し、この名称を使用することができる。
- 16 協会は、申請者に対し、必要に応じて、低炭素型RPCA製品審査基準適合証明書及び名称の使用実績の提出を求めることができるものとする。

（審査基準適合標章等の表示）

- 第15条 申請者は、RPCA審査適合製品に、協会の承認を得て、RPCA製品審査基準適合証明書に係る審査基準適合標章（以下「RPCA製品審査基準適合標章」という。）、及び当該RPCA審査適合製品を製造した道路PCA製品製造工場のRPCA工場認証審査基準適合証明書に係る審査基準適合標章（以下「RPCA工場認証審査基準適合標章」という。）を表示しなければならない。
- 2 申請者は、低炭素型RPCA審査適合製品に、協会の承認を得て、当該低炭素型RPCA審査基準適合製品の基となるRPCA審査適合製品のRPCA製品審査基準適合証明書に係るRPCA製品審査基準適合標章、並びに当該低炭素型RPCA審査適合製品を製造する道路PCA製品製造工場のRPCA工場認証審査基準適合証明書に係るRPCA工場認証審査基準適合標章、及び当該工場の低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書に係る審査基準適合標章（以下「低炭素型RPCA工場認証審査基準適合標章」という。）を表示しなければならない。
 - 3 前1、2項の審査基準適合標章は、各の審査基準適合証明書の有効期間内に製造した製品に限

り、表示することができる。

- 4 申請者は、R P C A工場認証審査基準適合証明書あるいは低炭素型R P C A工場認証審査基準適合証明書に記載された証明書の有効期間内は、協会の承認を得て、当該工場に、当該審査基準適合証明書に係る協会が定める認証工場標章を表示しなければならない。R P C A認証工場に表示する認証工場標章を「R P C A認証工場標章」と称し、低炭素型R P C A認証工場に表示する認証工場標章を「低炭素型R P C A認証工場標章」と称する。

（審査基準適合証明書の取消等）

第16条 協会は、以下の各号に該当する事案が発生した場合は、交付した審査基準適合証明書を取り消すとともに、当該審査基準適合証明書及び本規則第13条4項及び第14条15項の名称の使用並びに本規則第15条の標章の表示を禁止するものとする。

- 一 申請者による虚偽申請、審査基準適合証明書等の不正使用等の不正な行為が明らかになった場合
 - 二 審査基準適合証明書の有効期間内において、R P C A審査適合製品あるいはR P C A認証工場に係る申請書類（追加資料を含む。）、低炭素型R P C A審査適合製品及び低炭素型R P C A認証工場に係る申請書類（追加資料等を含む。）の内容を変更した場合
 - 三 R P C A審査適合製品、R P C A認証工場、低炭素型R P C A審査適合製品、低炭素型R P C A認証工場が、その品質及び性能等（工場においては製造能力）の瑕疵による事故等を発生させた場合
 - 四 審査基準適合証明書の使用等において法令違反あるいは処罰等を受けた場合
 - 五 申請者から協会に対し審査基準適合証明書の取消の申し出があった場合
- 2 申請者は、前項の各号に該当する事案が発生した場合は、直ちに、協会に届け出るとともに、当該審査基準適合証明書及び本規則第13条4項及び第14条15項の名称の使用並びに本規則第15条の標章の表示を停止しなければならない。

（審査基準適合証明書の更新）

第17条 審査基準適合証明書の交付を受けているR P C A審査適合製品、R P C A認証工場、低炭素型R P C A認証工場について、当該審査基準適合証明書の有効期間の更新を希望する申請者は、当該審査基準適合証明書の有効期間の最終年度の申請受付期間内に、証明書の更新のための審査を申請することができる。

（審査基準適合証明書の継承）

第18条 審査基準適合証明書の交付を受けている申請者が、企業合併その他の理由により社名あるいは工場名を変更した場合において、以下の各号のすべてに該当する場合は、新社名の法人あるいは新工場名の工場を所有する法人は、旧社名あるいは旧工場名宛てに交付された審査基準適合証明書の効力を継承することができる。また、法人あるいは工場を買収した法人は、以下の各号のすべてに該当する場合は、買収された法人あるいは工場宛に交付された審査基準適合証明書の効力を継承することができる。

- 一 効力の継承を希望する審査基準適合証明書の有効期間が6ヶ月以上残っていること
 - 二 効力の継承を希望する審査基準適合証明書に係る審査に当たって提出した申請書類等（追加資料等を含む）の内容に、社名あるいは工場名の他に変更がないこと
- 2 前項による審査基準適合証明書の効力の継承を希望する申請者は、協会に対し、別に定める申請書及び審査に必要な資料等（社名あるいは工場名変更に至った経緯書及び関連資料、社名あるいは工場名の他に申請書類等の内容を変更しないことの確約書、効力の継承を希望する審査基準適合証明書の表紙の写し）を提出して申請しなければならない。なお、申請者が協会に提出した申請書及び資料等は、理由の如何に拘わらず返却しない。
 - 3 受審申請は、効力の継承を希望する審査基準適合証明書のすべてを一括して1申請として申請しなければならない。
 - 4 協会は、申請書類が提出された場合、本規則第5条に基づき申請の適格性を確認するとともに、申請者が本規則第6条の規定を満たすか否かを確認するものとする。
 - 5 協会は、前4項の確認ができた申請については、速やかに申請者に対し、正式な申請受理に向け

た手続を開始する旨、並びに審査料の金額及び振込先銀行口座を通知するものとする。

- 6 申請者は、前5項の通知が届いて2週間以内に、通知された金額を指定の銀行口座に振り込まなければならない。なお、振込手数料は申請者の負担とする。
- 7 協会は、前5項により通知した金額が指定した銀行口座に振り込まれたことを確認することにより申請を正式に受理するものとし、正式に受理した旨を速やかに申請者に対し通知するものとする。併せて、協会は審査委員会に審査業務を開始するよう指示し、これにより審査委員会は正式に審査業務を開始するものとする。
- 8 審査委員会による審査は、継承の妥当性及び適正性を確認することにより行い、本審査のみとする。なお、審査委員会は、申請時に提出済みの資料等の外に、追加資料等の提出が審査遂行上必要と判断される場合は、申請者に対し、審査に必要な追加資料等の提出を求めることができる。
- 9 審査委員会による審査により継承の妥当性及び適正性が確認された申請については、理事会における承認を経て、審査基準適合証明書の継承が決定されたものとする。
- 10 協会は、前項の決定がなされた申請については、決定後速やかに、効力の継承を希望する審査基準適合証明書のすべてを対象として、社名あるいは工場名を更新した審査基準適合証明書を申請者に対し交付する。

(審査料)

- 第19条 審査を受審しようとする法人は、協会に対し、1申請ごとに、以下に定める審査料を支払わなければならない。
- 2 協会の会員である法人が受審する場合の審査料の金額は、以下のとおりとする。
 - 一 製品審査料の金額は、1申請当たり40万円とする。
 - 二 工場認証審査料の金額は、申請書類のうちの一次審査様式に定める工場認証審査区分の重複数によって異なる金額とし、重複数が2までは1申請当たり35万円、重複数が3あるいは4の場合は1申請当たり40万円、重複数が5あるいは6の場合は1申請当たり45万円とする。なお、重複数が6を超える場合は、協会運営委員会において別に定める。
 - 三 低炭素型工場認証審査料の金額は、別に定める。
 - 四 低炭素型RPCA製品審査基準適合証明書の交付審査料は、別に定める。
 - 3 協会の会員でない法人が受審する場合の審査料の金額は、審査基準適合証明書の有効期間及び会員の年会費の額を勘案し、以下のとおりとする。
 - 一 製品審査料の金額は、1申請当たり130万円とする。
 - 二 工場認証審査料の金額は、申請書類のうちの一次審査様式に定める工場認証審査区分の重複数によって異なる額とし、重複数が2までは1申請当たり125万円、重複数が3あるいは4の場合は1申請当たり130万円、重複数が5あるいは6の場合は1申請当たり135万円とする。なお、重複数が6を超える場合は、協会運営委員会において別に定める。
 - 三 低炭素型工場認証審査料の金額は、別に定める。
 - 四 低炭素型RPCA製品審査基準適合証明書の交付審査料は、別に定める。
 - 4 前2、3項に拘わらず、第18条に係る申請の場合の審査料の金額は、協会の会員である法人にあっては1申請当たり10万円、協会の会員でない法人にあっては1申請当たり20万円とする。
 - 5 申請者が協会に支払った審査料は、理由の如何に拘わらず返却しない。

(申請区分への製品グループの追加によるRPCA工場認証審査基準適合証明書の再交付)

- 第20条 RPCA工場認証審査における申請区分の「工場で製造する製品グループの範囲」に新たな製品グループが追加された場合、RPCA工場認証審査基準適合証明書の交付を受けている申請者は、以下の各号のすべてに該当する場合に限り、RPCA工場認証審査基準適合証明書の再交付を申請することができる。
- 一 保有するRPCA工場認証審査基準適合証明書の有効期間が3ヶ月以上残っていること
 - 二 工場認証審査申請区分表の「工場で製造する製品グループの範囲」に新たな製品種が追加されたことに伴い、保有するRPCA工場認証審査基準適合証明書の「1. 基本事項」に記載の「工場区分・工場で製造する製品グループ」に、当該製品種を追加するための再交付であること
- 2 前項によるRPCA工場認証審査基準適合証明書の再交付を希望する申請者は、協会に対し、別に定める申請書を提出して申請しなければならない。

- 3 協会は、申請書類が提出された場合、申請の適格性等を確認するものとし、確認された申請者に対し、正式に手続を開始する旨、並びに手続に要する金額及び振込先銀行口座を通知するものとする。
- 4 申請者は、前 3 項の通知が届いて 2 週間以内に、通知された金額を指定の銀行口座に振り込まなければならない。なお、振込手数料は申請者の負担とする。
- 5 協会は、前 3 項により通知した金額が指定した銀行口座に振り込まれたことを確認することにより申請を正式に受理するものとし、速やかに手続を開始するものとする。
- 6 前 3 項の手続に要する金額は、協会の会員である法人にあっては 1 申請当たり 1 万円、協会の会員でない法人にあっては 1 申請当たり 2 万円とする。なお、申請者が協会に支払った金額は、理由の如何に拘わらず返却しない。

(秘密の保持等)

- 第 2 1 条 協会及び審査委員会は、審査事業の実施において知り得た秘密を保持する義務を有する。
- 2 協会及び審査委員会が、法令等に基づき、審査事業の実施において知り得た秘密の開示を求められた場合は、会長が理事会の承認を得て適切に対処するものとする。
 - 3 協会及び審査委員会は、審査事業の実施において申請者から協会及び審査委員会に提出されたすべての申請書類等（追加資料等を含む。）を、審査事業の実施以外の目的で使用してはならない。

(情報公開)

- 第 2 2 条 協会は、第 1 条を達成するために、審査事業に係る事項について、第 2 1 条に反しない範囲内で、必要に応じて、協会ホームページ等において公表することができるものとする。

(不正行為に対する罰則)

- 第 2 3 条 協会は、第 1 6 条に該当する事案が発生した場合は、直ちに協会としての対応等について、協会ホームページ等において公表するものとする。
- 2 協会は、申請者が協会の会員である場合において、虚偽申請や審査基準適合証明書等の不正使用等、悪質な行為が明らかになった場合は、それ以降の当該申請者からの新たな申請の受理を拒否することができるものとし、また社員総会の決議により除名できるものとする。
 - 3 協会は、申請者が協会の会員でない場合において、虚偽申請や審査基準適合証明書等の不正使用等、悪質な行為が明らかになった場合は、それ以降の当該申請者からの新たな申請の受理を拒否することができるものとし、また協会への入会を拒否することができるものとする。

【資料－2 低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書】

(1 ページ目：表紙)

見本

①

RPCA

**低炭素型 RPCA 工場認証審査基準
適合証明書**

② 証明書番号 25-LC50CF〇〇号

③ 〇〇〇〇株式会社
〇〇工場 殿

貴社の「〇〇工場」は、当協会道路プレキャストコンクリート工技術
審査委員会における審査の結果、下記のとおり低炭素型RPCA工場認
証審査基準に適合したことを証明します。

一般社団法人 道路プレキャストコンクリート業協会

会 長 棚橋 肇

記

④

1.証明内容

RPCA審査適合製品を、製品に使用するセメント（ポルトランドセメント）を
高炉スラグ等の製造時のCO₂の排出量が少ない材料に一定量置換することによっ
て低炭素化を図った製品として製造する製造能力を有する工場である。

⑤

2.基本事項

工場区分：Ⅱ群
工場で製造する製品グループの範囲：Ⅱ群製品（カルバート）
RCボックスカルバート・PCボックスカルバート・アーチカルバート
低炭素化方法：セメント（ポルトランドセメント）一定量を低炭素型資材に置換
（セメント・置換材）の製造時CO₂排出量：〇〇kg/t（コンクリート1t当たり）
セメント100%の場合のセメント製造時CO₂排出量削減率50%を満足

⑥ 証明書有効期間：2026年4月1日～2029年3月31日

⑦ 1/3

①

PCF®

③

会社名:〇〇〇〇株式会社 工場名:〇〇工場 証明書番号:25-LC50C F〇〇号

②

⑨

3.1 低炭素化方法

セメント一定量置換による低炭素化方法の調査			調査項目及び判定基準	判定	特記事項	
低炭素型製品のCO ₂ 削減方法	コンクリートの配合強度	適用	低炭素型コンクリートの配合強度ごとに、適用する工場で製造する製品グループが規定されていること	合格		
		配合強度	低炭素型コンクリートの配合強度は、対象のRPCA審査適合製品の製造仕様書に規定しているコンクリートの設計基準強度以上であること	合格		
	低炭素型配合	配合条件	低炭素型コンクリートの配合条件が規定されていること	合格		
		単位量	使用材料の単位量が示されていること	合格		
	CO ₂ 排出原単位		コンクリートのCO ₂ 排出量算出において、結合材に用いる材料の製造時におけるCO ₂ 排出原単位は、RPCAが推奨するCO ₂ 排出原単位であること	合格		
	コンクリートに使用するセメント及び混和材の製造時のCO ₂ 排出量の調査	低炭素型配合	低炭素型配合について、RPCAが推奨するCO ₂ 排出原単位を基に、セメント及び混和材のCO ₂ 排出量が算出され、コンクリート1tあたりのCO ₂ 排出量が示されていること	⑧ 照査結果 〇〇 kg-CO ₂ /t		合格
		CO ₂ 排出量削減率	低炭素型配合における結合材（ポルトランドセメント+高炉スラグ微粉末等の混和材）の製造時のCO ₂ 排出量の合計が、ポルトランドセメント100%の場合のセメント製造時のCO ₂ 排出量より50%以上削減となっていること	照査結果 セメント100%の場合のセメント製造時CO ₂ 排出量削減率＝〇〇%		合格
低炭素型製品の耐久性性能	水結合材比		低炭素型コンクリートの水結合材比は50%以下（プレストレストコンクリート製品は45%以下）であること	合格		

3.2 低炭素型製品の製造能力

調査項目			判定基準及び調査項目	道路PCA工指計 第3編 製造編 第4章 設備 P.138~P.144	判定	特記事項
書類審査	製造設備	原材料貯蔵設備	【低炭素化方法に限り使用する材料の貯蔵設備】 管理規定があり、設備管理台帳があること 管理規定に基づき点検を実施していること	種類及び管理方法を規定しているか	合格	
				設備管理台帳があり、更新しているか	合格	
				規定の頻度での点検記録があり、適切に管理されているか	合格	
		材料計量装置	【低炭素化方法に限り使用する材料の計量設備】 管理規定があり、設備管理台帳があること 管理規定に基づき点検を実施していること 許荷重検査を1回/12か月実施していること ※計量法の使用公差に基づく	種類及び管理方法を規定しているか	合格	
				設備管理台帳があり、更新しているか	合格	
				規定の頻度での点検記録があり、適切に管理されているか	合格	
				規定の頻度で静荷重検査の記録があり、適切に管理されているか	合格	

調査項目			判定基準及び調査項目	道路PCA工指計 第3編 製造編 第2章 道路PCA製品の製造 P.119~P.126	判定	特記事項
書類審査	コンクリート	セメント	【低炭素化方法に限り使用するセメント】 品質、受入検査方法、貯蔵方法の規定があり、規定に基づき実施していること 品質を1回以上/月または入荷の都度、確認していること 低炭素化方法に使用するセメントの製造時のCO ₂ 排出原単位を規定していること	種類及び品質を規定しているか	合格	
				品質確認項目及び受入検査項目、確認頻度を規定しているか	合格	
				品質及び受入検査の不合格時の処置を規定しているか	合格	
				貯蔵方法を規定しているか	合格	
				規定の頻度で品質及び受入検査の確認記録があり、適切に管理されているか	合格	
				セメント製造に伴うCO ₂ 排出原単位の規定があり、管理されているか	合格	
		混和材	【低炭素化方法に限り使用する混和材】 品質、受入検査方法、貯蔵方法の規定があり、規定に基づき実施していること 品質を1回以上/月または入荷の都度、確認していること 低炭素化方法に使用する混和材の製造時のCO ₂ 排出原単位を規定していること	種類及び品質を規定しているか	合格	
				品質確認項目及び受入検査項目、確認頻度を規定しているか	合格	
				品質及び受入検査の不合格時の処置を規定しているか	合格	
				貯蔵方法を規定しているか	合格	
				規定の頻度で品質及び受入検査の確認記録があり、適切に管理されているか	合格	
				混和材製造に伴うCO ₂ 排出原単位の規定があり、管理されているか	合格	



会社名:〇〇〇〇株式会社 工場名:〇〇工場 証明書番号:25-LC50C F〇〇号

3.1 低炭素化方法

調査項目		判定基準及び 調査項目	道路PCa工指針 第3編 製造編 第2章 道路PCa製品の製造 P.125～P.133	判定	特記事項
書類 審査	製造工程の管理				
	コンクリートの品質及び配合	配合設計	低炭素型コンクリートに使用する結合材（ポルトランドセメント＋高炉スラグ微粉末等の混和材）の製造時のCO ₂ 排出量が、セメント100%のコンクリートに使用するセメントの製造時のCO ₂ 排出量と比較して、50%以下であること	低炭素型コンクリートに使用する結合材（ポルトランドセメント＋高炉スラグ微粉末等の混和材）の製造時のCO ₂ 排出量が、セメント100%のコンクリートに使用するセメントの製造時のCO ₂ 排出量と比較して、50%以下であることを確認し、適切に管理されているか	合格
	養生		【低炭素化方法専用の養生の規定がある場合】 低炭素化方法専用の養生条件を規定しており、規定に基づき確認していること	低炭素型コンクリートに適用する養生方法および条件に関して、規定されているか	合格
				規定に基づいた低炭素化方法の養生条件であることを確認した記録があり、適切に管理されているか	合格
表示			【申請種別が更新の場合】 協会が定める審査基準適合標準の表示を規定していること	低炭素型RPCA工場認証審査基準適合標準の表示を規定しているか	合格

調査項目		判定基準及び調査項目		判定	特記事項	
	現場確認					
実地 検査	製造設備の管理状況	配合設定値	工場の規定に基づいた低炭素型配合が、コンクリート製造プラント内の操作盤等の機器類あるいは配合指示書等の帳票類で確認でき、周知されていること	工場で規定している低炭素型配合が、コンクリート製造プラント内において操作盤等の機器類あるいは配合指示書等の帳票類で確認できるか	合格	
	原材料の貯蔵状況	セメント	【低炭素化方法に限り使用するセメント】 セメントが種類別に区分されていること 規定に基づいた貯蔵がされていること	セメントは種類別に区分しており、表示があるか	合格	
				セメントが風化しない様に十分な防湿対策をしてあるか	合格	
				セメントに異物が混入しない様にしているか	合格	
	混和材	【低炭素化方法に限り使用する混和材】 混和材が種類別に区分されていること 規定に基づいた貯蔵がされていること		混和材は種類別に区分しており、表示があるか	合格	
				混和材が風化しない様に十分な防湿対策をしてあるか	合格	
				混和材に異物が混入しない様にしているか	合格	

調査項目		判定基準及び調査項目	判定	
実地 検査	製品検査			
	コンクリートの圧縮強度	コンクリートの検査の圧縮強度の規定に基づく養生及び材齢の供試体により実施され、該当する配合で作製した3個の供試体で、その平均値が設計基準強度以上であること	供試体は製品同一養生か	合格
			供試体の材齢は規定通りか	合格
			圧縮強度の試験結果は所定の強度以上か	合格
	表示	製造工程における表示の規定に基づく確認方法及び項目により実施され、表示事項を満たしていること	規定の項目の表示があるか	合格
			表示の位置は規定通りか	合格
			表示は鮮明か	合格
	外観	製品の管理の外観の規定に基づく検査方法及び項目により実施され、外観基準を満たしていること ひび割れ幅が0.1mm以下であること	規定の外観項目を確認しているか	合格
			検査方法は適切か	合格
			規定の項目は外観基準内か	合格
	形状寸法	製品の管理の形状寸法の規定に基づく検査方法及び測定箇所により実施され、形状寸法の測定値が許容差内であること	規定の測定箇所で測定しているか	合格
			測定方法は正確か	合格
			測定箇所における形状寸法の測定値は許容差内か	合格



審査委員会

委員長

宮川豊章



(注釈)

- ①：「R P C A 認証工場」に対する審査基準適合標章のシンボルマークで、「Registered Precast Concrete Products Factory」の意を「P c.」、 「F」及び「R」で表現したものです。協会の英語略称であるR P C Aにも通じるものとなっています。なお、このシンボルマークの右下の「®」は、このシンボルマークが協会が商標登録したものであることを示しています。
- ②：証明書番号は、証明する工場の属性を表す、「審査年度－コンクリート配合強度 工場番号」で構成されており、見本の証明書番号「25-L C 5 0 C F〇〇」は2025年度審査において、R P C A 審査適合製品を、製品に使用するセメント（ポルトランドセメント）を高炉スラグ等の製造時のCO₂の排出量が少ない材料に一定量置換することによって、低炭素化を図った製品として製造する製造能力を、該当工場が有しており、低炭素型R P C A 認証工場であることを表しています。
- 「L C 5 0 C」は、「Low Carbon 50 Cement」の略で、低炭素型R P C A 製品グループに使用されるコンクリートのCO₂排出量が、セメント100%の場合のセメント製造時のCO₂排出量の50%以下のセメント置換型低炭素コンクリートであることを表しています。
- なお、当該工場が審査を更新し続けた場合は、証明書番号のうちの「25」のみが、たとえば3年後の2028年度の審査を受審した場合に「28」に変わるだけで、他の部分は変わりません。つまり、見本の場合、「25-L C 5 0 C F〇〇」という番号は、その工場固有の番号となり、審査年度が異なっても、同じ工場であることを示しています。
- ③：本証明書の交付を受けた企業及び工場の名称です。なお、低炭素型R P C A 工場認証審査は、当該工場を保有する法人でなければ、受審を申請することができません。
- ④：証明内容は、R P C A 審査適合製品を、製品に使用するセメント（ポルトランドセメント）を高炉スラグ等の製造時のCO₂の排出量が少ない材料に一定量置換することによって、低炭素化を図った製品として製造する製造能力を、有していることを証明しています。
- ⑤：基本事項の工場区分は、当該工場の低炭素化を図った製品として製造する製造能力に対応する製品群の製品区分に対応して決まります。見本の場合、この工場は、審査の結果、Ⅱ群のカルバート（製造能力に対応する製品群を併記）を製造する能力を有すると判定された工場であることを表しています。
- なお、工場認証審査は工場の製造能力を審査し証明するものです。したがって、同じ製造設備、同じ製造方法、同じ製造管理基準で製造可能な製品群は、工場認証審査においては1つの審査区分内の製品として扱われます。それが、併記している製品群であり、証明書は、この工場が、ここに記載された製品群の製造能力を有することを証しています。
- 基本事項の低炭素化方法は、セメント置換型低炭素コンクリートであることを表しています。
- 基本事項の（セメント・置換材）の製造時CO₂排出量はコンクリート1t当たりを表しています。また、セメント100%の場合のセメント製造時CO₂排出量削減率50%を満足していることを表しています。
- ⑥：証明書の有効期間は、年度区切りの3カ年間となっており、受審した年度の翌年度当初（4月1日）から証明書が有効となります。たとえば2025年度に受審した場合は、証明書の有効期間が2026年4月1日～2029年3月31日となります。
- ⑦：証明書は、表紙と証明内容書から構成されており、この見本の場合は全体が3ページなので、1ページ目が1/3、2ページ目が2/3というようにページが付けられています。低炭素型R P C A 工場認証審査基準適合証明書の場合、工場が低炭素化を図るために必要となる製造能力を有することを証する証明内容書が添付されていますが、表紙と証明内容書で1つの証明書です。証明書をコピーして使用する場合は、全ページをコピーして1体で使用してください。
- ⑧：照査結果が分かるように数値を記載しています。
- ⑨：審査項目ごとに、申請工場の製造能力が審査基準を満足しているか否かを判定し、審査基準を満足している場合に「合格」と表記しています。
- ⑩：R P C A 審査事業は協会の事業であることから、審査基準適合証明書は協会長名で交付しますが、審査業務は審査委員会が協会から独立して第三者委員会として行っていることから、審査委員長名を記し、審査委員会が合否判定を行っていることを明示しています。

【資料－３ 低炭素型ＲＰＣＡ製品に表示する審査基準適合標章】

① ② ① ② ① ②
Pc. R **II 23** **Pc. R** **I・II 24** **Pc. R** **LC50C**
C.R **CROO** **C.R** **FOO** **C.R** **25・FOO**
 ③ ③ ③



(低炭素カルバート適合標章の見本)

審査事業運営規則第１５条２項では、「低炭素型ＲＰＣＡ審査適合製品に、協会の承認を得て、当該低炭素型ＲＰＣＡ審査基準適合製品の基となるＲＰＣＡ審査適合製品のＲＰＣＡ製品審査基準適合証明書に係るＲＰＣＡ製品審査基準適合標章、並びに当該低炭素型ＲＰＣＡ審査適合製品を製造する道路ＰＣａ製品製造工場のＲＰＣＡ工場認証審査基準適合証明書に係るＲＰＣＡ工場認証審査基準適合標章、及び当該工場の低炭素型ＲＰＣＡ工場認証審査基準適合証明書に係る審査基準適合標章（以下「低炭素型ＲＰＣＡ工場認証審査基準適合標章」を指す。）を表示しなければならない。」と規定されています。

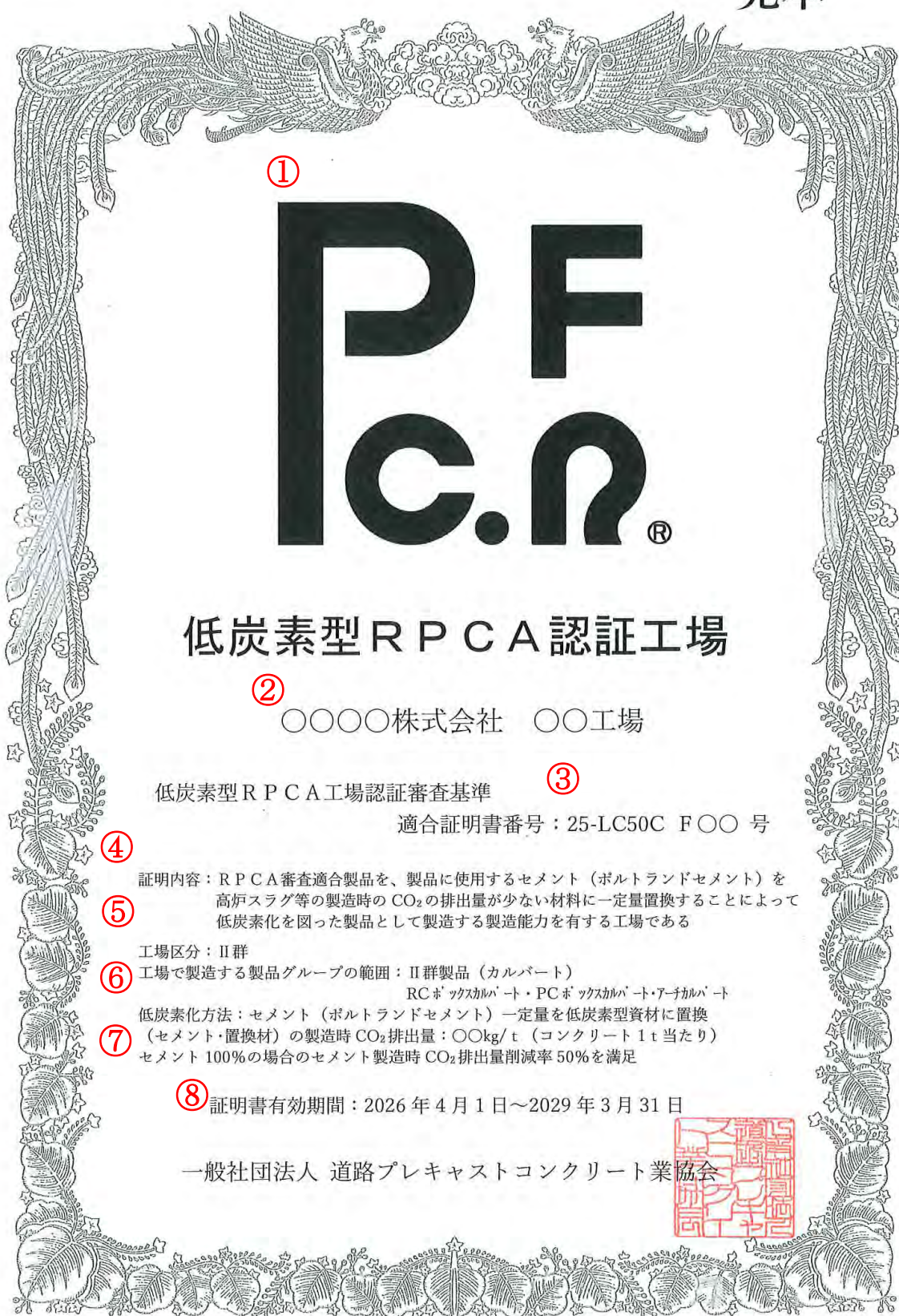
上記見本の内、赤文字の注釈番号を付記した左が「ＲＰＣＡ製品審査基準適合標章」、緑文字の注釈番号を付記した中央が「ＲＰＣＡ工場認証審査基準適合標章」、青文字の注釈番号を付記した右が「低炭素型ＲＰＣＡ工場認証審査基準適合標章」で、この３つを低炭素型ＲＰＣＡ審査適合製品に表示することとなります。

(注釈)

- ①：「ＲＰＣＡ認証工場」に対する審査基準適合標章のシンボルマークで、「Registered Precast Concrete Products Factory」の意を「Pc.」、「F」及び「R」で表現したものです。協会の英語略称であるＲＰＣＡにも通じるものとなっています。
- ②：シンボルマークの右側上段に記載されたアルファベット標記「LC50C」は、「Low Carbon 50 Cement」の略で、低炭素型ＲＰＣＡ製品グループに使用されるコンクリートのCO₂排出量が、セメント１００％の場合のセメント製造時のCO₂排出量の５０％以下のセメント置換型低炭素コンクリートであることを示しています。
- ③：シンボルマークの右側下段に記載された「２５・Ｆ〇〇」は工場番号を示しています。
 「２０２５年度の低炭素型ＲＰＣＡ工場審査に合格した」ことが示されています。
 ※工場番号は工場固有の番号となり、「ＲＰＣＡ工場認証審査基準適合標章」の工場番号と同じです。

【資料－４ 低炭素型ＲＰＣＡ認証工場に掲示する認証工場標章】

見本



審査事業運営規則第15条第4項では、「申請者は、RPCA工場認証審査基準適合証明書あるいは低炭素型RPCA工場認証審査基準適合証明書に記載された証明書の有効期間内は、協会の承認を得て、当該工場に、当該審査基準適合証明書に係る協会が定める認証工場標章を表示しなければならない。RPCA認証工場に表示する認証工場標章を「RPCA認証工場標章」と称し、低炭素型RPCA認証工場に表示する認証工場標章を「低炭素型RPCA認証工場標章」と称する。」と規定されています。

従って、「RPCA認証工場標章」と「低炭素型RPCA認証工場標章」は工場内に掲げることになります。

(注釈)

- ①: 「RPCA認証工場」に対する審査基準適合標章のシンボルマークで、「Registered Precast Concrete Products Factory」の意を「P c.」、 「F」及び「R」で表現したものです。協会の英語略称であるRPCAにも通じるものとなっています。なお、このシンボルマークの右下の「®」は、このシンボルマークが協会が商標登録したものであることを示しています。
- ②: 本証明書の交付を受けた企業及び工場の名称です。なお、低炭素型RPCA工場認証審査は、当該工場を保有する法人でなければ、受審を申請することができません。
- ③: 証明書番号は、証明する工場の属性を表す、「審査年度ーコンクリート配合強度 工場番号」で構成されており、見本の証明書番号「LC50C」は、低炭素型RPCA製品グループに使用されるコンクリートのCO₂排出量が、セメント100%の場合のセメント製造時のCO₂排出量の50%以下のセメント置換型低炭素コンクリートであることを示しています。
「25・F〇〇」は工場番号を示しています。「2025年度審査において合格した、工場番号F〇〇番」の工場であることを示しています。
- ④: 証明内容は、RPCA審査適合製品を、製品に使用するセメント（ポルトランドセメント）を高炉スラグ等の製造時のCO₂の排出量が少ない材料に一定量置換することによって、低炭素化を図った製品として製造する製造能力を、有していることを証明しています。
- ⑤: 工場区分は、当該工場の低炭素化を図った製品として製造する製造能力に対応する製品群の製品区分に対応して決まります。見本の場合、この工場は、審査の結果、Ⅱ群のカルバート（製造能力に対応する製品群を併記）を製造する能力を有すると判定された工場であることを表しています。
なお、工場認証審査は工場の製造能力を審査し証明するものです。したがって、同じ製造設備、同じ製造方法、同じ製造管理基準で製造可能な製品群は、工場認証審査においては1つの審査区分内の製品として扱われます。それが、併記している製品群であり、証明書は、この工場が、ここに記載された製品群の製造能力を有することを証しています。
- ⑥: 低炭素化方法は、セメント置換型低炭素コンクリートであることを表しています。
- ⑦: (セメント・置換材)の製造時CO₂排出量はコンクリート1t当たりを表しています。また、セメント100%の場合のセメント製造時CO₂排出量削減率50%を満足していることを表しています。
- ⑧: 証明書の有効期間は、年度区切りの3カ年間となっており、受審した年度の翌年度当初（4月1日）から証明書が有効となります。たとえば2025年度に受審した場合は、証明書の有効期間が2026年4月1日～2029年3月31日となります。

【資料－５ ２０２５年度 低炭素型ＲＰＣＡ工場認証審査基準】

調査項目及び判断基準			
セメント一定量置換による低炭素化方法の調査			
低炭素型製品のCO ₂ 削減方法	コンクリートの配合強度	適用	低炭素型コンクリートの配合強度ごとに、適用する工場で製造する製品グループが規定されていること
		配合強度	低炭素型コンクリートの配合強度は、対象のRPCA審査適合製品の製造仕様書に規定しているコンクリートの設計基準強度以上であること
	低炭素型配合	配合条件	低炭素型コンクリートの配合条件が規定されていること
		単位量	使用材料の単位量が示されていること
	CO ₂ 排出原単位		コンクリートのCO ₂ 排出量算出において、結合材に用いる材料の製造時におけるCO ₂ 排出原単位は、RPCAが推奨するCO ₂ 排出原単位であること
	コンクリートに使用するセメント及び混和材の製造時のCO ₂ 排出量の照査	低炭素型配合	低炭素型配合について、RPCAが推奨するCO ₂ 排出原単位を基に、セメント及び混和材のCO ₂ 排出量が算出され、コンクリート1tあたりのCO ₂ 排出量が示されていること
		CO ₂ 排出量削減率	低炭素型配合における結合材（ポルトランドセメント＋高炉スラグ微粉末等の混和材）の製造時のCO ₂ 排出量の合計が、ポルトランドセメント100%の場合のセメント製造時のCO ₂ 排出量より50%以上削減となっていること

調査項目及び判断基準		
低炭素型製品の耐久性	水結合材比	低炭素型コンクリートの水結合材比は50%以下（プレストレストコンクリート製品は45%以下）であること

調査項目		判断基準
書類 審査	設備の管理	道路PCa工指針 第3編 製造編 第4章 設備 P.138～P.144
	製造設備	原材料 貯蔵設備
		材料計量 装置
	原材料の管理	
	コンクリート	セメント
		混和材
	製造工程の管理	
	コンクリートの 品質及び配合	配合設計
	養生	
	表示	

調査項目			判断基準
実地 検査	現地確認		—
	製造設備の管理状況	配合設定値	工場の規定に基づいた低炭素型配合が、コンクリート製造プラント内の操作盤等の機器類あるいは配合指示書等の帳票類で確認でき、周知されていること
	原材料の貯蔵状況	セメント	【低炭素化方法に限り使用するセメント】 セメントが種類別に区分されていること 規定に基づいた貯蔵がされていること
		混和材	【低炭素化方法に限り使用する混和材】 混和材が種類別に区分されていること 規定に基づいた貯蔵がされていること

調査項目			判断基準
実地 検査	製品検査		—
	コンクリートの圧縮強度		コンクリートの検査の圧縮強度の規定に基づく養生及び材齢の供試体により実施され、該当する配合で作製した3個の供試体で、その平均値が設計基準強度以上であること
	表示		製造工程における表示の規定に基づく確認方法及び項目により実施され、表示事項を満たしていること
	外観		製品の管理の外観の規定に基づく検査方法及び項目により実施され、外観基準を満たしていること ひび割れ幅が0.1mm以下であること
	形状寸法		製品の管理の形状寸法の規定に基づく検査方法及び測定箇所により実施され、形状寸法の測定値が許容差内であること

MEMO

—低炭素型RPCA工場認証審査— 申請ガイドブック（2025年度申請用）

令和7年9月 発行

編集発行 一般社団法人道路プレキャストコンクリート業協会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台三丁目5番地1 三五ビル3F
Tel. 03-3527-1760 Fax. 03-3527-1780
E-mail : shinsa@roadprecast.or.jp
HP : <https://www.roadprecast.or.jp>

無断転載・複写禁止